

平成30年12月4日（火）

（午前9時30分 開議）

○議長（岡 弘悟君）おはようございます。  
ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（岡 弘悟君）これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡 弘悟君）これより日程に入り、  
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において15番 中本君、16番 岡本君の2名を指名いたします。

○議長（岡 弘悟君）この際、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。  
市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）皆さん、おはようございます。

まず、ご報告を申し上げます。当市がめざしておりました前畑秀子さんの朝ドラ誘致につきましては、残念ながらかないませんでした。朝ドラ誘致にご尽力いただきました市議会議員の皆さま、実行委員会の皆さま、そして、各種関係団体の皆さんには心からお礼を申し上げたいと思います。

今後につきましては、「いだてん」で取り上げられるかどうか、まだどういう時期に取り上げられるか不明確なものですから、実行委員会につきましては、一旦、終わるといふような形にさせていただいた中で、今後、前畑秀子さん、そして、古川勝さん、岡潔さんも

今やってくれていますけども、名誉市民の皆さんの顕彰をどうやっていくのか。あるいは、中村智太郎君のパラリンピックに出場できるまでどういう支援をしていくのか等を考えていきたいというふうに思っております、玄関にあります看板も、名誉市民の看板に書きかえようかなというふうに思っています。

石碑、きのう、土曜日ですか、毎日放送の「スポーツ内閣」という番組が来て取材を受けたんですけども、なかなか遠くから見にくいもんですから、逆に、あの看板の使い方を考えたときに、やっぱり名誉市民の顕彰ということで3人の顕彰をするような看板に変えていきたいなというふうに思っています。

今月中に実行委員会の役員会を開かせていただいて、また実行委員会も開かせていただいて、今後のあり方についてどういうふうに進めていくかという検討をこれから始めていきたいと思っておりますし、観光振興につながる部分があるのであれば、行政として何を準備するのかというのにも検討していきたいというふうに思っています。

残念な結果になりましたけども、市民の皆さん、市議会の皆さん、そして、関係各位に本当にご尽力をいただきました。改めて感謝を申し上げたいと思います。また、岐阜市、名古屋市についても、年明けましたらお礼に行ってきたというふうに思っておりますので、また引き続き、今後はもっともっと名誉市民の皆さんの顕彰もしていくということも大事なことでありますので、そういう方向性を持って取り組んでまいりますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

#### 日程第2 一般質問

○議長(岡 弘悟君)日程第2 一般質問 を行います。

順番 8 番、11 番 田中君。

〔11 番 (田中博晃君) 登壇〕

○11 番 (田中博晃君) おはようございます。

2 日目トップバッターです。ほんまはきのうしたかったんですよ。実は、きのう誕生日やって。そうやったら、答弁ひよっとしたらええのが返ってくるのかなとも淡い期待もしておったんですけども、えびすさんでも残りえびすみたいにあるんで、きょうも答弁のほうよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、一項目め。橋本市の資産である水の有効活用について。

給水人口の減少や節水意識の向上により、橋本市の持つ水利権を大きく下回っている。今後もそのような状態が続くと予想される中、橋本市民の財産である水という資産を有効活用し、市民に還元しなければならないと考える。

あやの台北部用地の開発に伴い、水を利用したい企業からの問い合わせがあった場合、例えば、「月間の使用水量がこれ以上ならこの金額」や「この流量まではこの金額、それを超えた場合には大きく値下げします」などのルールづくりが早急に必要と考える。

余剰な水を生かすことで、将来予想される上水道料金の値上げ幅を少しでも抑えることができればと考え、以下の質問を行う。

1、昨年質問以降の進捗について、工業用水の可能性も含め問う。

2、上記のルールづくりのようなことを考えているのか。

3、橋本市の資産である水の有効活用について、市全体でどのように取り組むのか。

二つ目です。滞納整理について。

前回の一般質問の答弁で、「債権回収対策室廃止後は業務を引き継ぐ部署あるいは係を置く」、「平成31年4月を目標に悪質な滞納者からの遅延損害金等を徴収するための利率等のルールづくりをする」など、来年度以降の一定の方向性が示された。

しかし、来年度以降も原則は担当課主体で債権整理を行う必要があり、廃室までに指導等を行う必要があることから、以下の質問を行う。

1、廃室までに担当課へどのような指導を行うのか。その内容は担当課で十分にこなせる内容なのか。

2、学校給食料金の滞納整理について、新センターでどのように対応しているのか。

3、一定の要件を満たした場合、納税課への移管と聞いているが、その一定要件を具体的に。

4、平成32年4月1日より改正民法が施行される。改正民法においては、定型約款に関する規律、瑕疵担保責任の廃止・契約不適合性の重視、消滅時効制度の見直し、法定利率の見直し、保証制度の見直しなど改正が含まれているが、平成31年4月目標のルールづくりとの整合性について問います。

以上、明確な答弁をよろしく願いいたします。

○議長(岡 弘悟君) 11 番 田中君の質問項目 1、橋本市の資産である水の有効活用に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長(山口孝次君)登壇〕

○上下水道部長(山口孝次君) おはようございます。

橋本市の資産である水の有効活用についてお答えします。

まず、一点目の昨年の質問以降の進捗については、国や他事業体の状況について調査す

るとともに、関連部署とも協議しながら、大口需要者に対して地域を限定した工場用としての工業用水道事業の可能性について検討してまいりました。

工業用水道事業の立ち上げにおいては、あやの台北部用地地域に限定することを考えて、一定水準以上の使用者であること、人件費等コストを賄う収入があること、特区を指定し工業用水道事業の使用者として恒久的に扱うことの対応などの条件があり、これらを満たすことで工業用水道事業の立ち上げは可能です。

しかしながら、本市では地形的に高低差があるため、施設整備については、ポンプ圧送するための機械設備とその動力費等もかかるため、他の工業用水道事業者と比較して、企業にとって魅力的な料金を設定できる可能性はあまり高くないと考えられます。

また、必要な管路口径やポンプ施設等の規模については未確定であるため、现阶段では施設整備についての計画ができない状況です。

次に、二点目のルールづくりですが、現在、水道事業にとっては、水需要は減少傾向が続いており、水を大量に使ってくれる企業が進出してくれれば、収入増になると考えています。

そのため、工業用水道事業として新たに事業を立ち上げたときと水道事業での大口使用者とした場合とを比較して、どちらが市としてメリットが大きいのか、さらに検証した上で、供給可能な水量の範囲内で、関連部署とも情報共有を図りながら、今後も企業誘致に対応する方向で考えていきます。

次に、三点目の水の有効活用について、市全体での取り組みについてですが、給水人口の減少が今後も続くと予測されるため、本市においては、水需要の増大により収益増につなげていけるように広域連携やその他の可能

性を研究していく必要があると考えています。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君、再質問ありますか。

11番 田中君。

○11番（田中博晃君）答弁ありがとうございます。私、この水関係の一般質問は3回目です。過去2回とも工業用水の可能性というのかな、要は、今ある水をどないかして現金にかえていって、それが少しでも市民に還元できればという趣旨でこの質問をしておりますし、どうしても近い将来、値上げという話が出てきている中で、市もやっぱり水という資産を売っていったら、もしかしたらその値上げ幅を、たとえ零点何ぼかもわからんけれども圧縮できるんじゃないか。その可能性を探りたいと思ってこの質問をしております。

そこで、一つ目、再質問させていただくんですけれども、昨年の9月議会の答弁で収益確保のためには工水は必要やと。関係部署と連携し調査研究をしていくという答弁をいただいております。今回の質問も、私はあやの台北部用地に限定しておるんですけれども、上水は必ず上に送らなければならない。答弁も一部、既存の施設関係もあったんですけれども、例えば、既存の設備に手を加えることなく、今の上水の供給能力の範囲内やったら、施設設備そのものについては大きな負担はかからないと私は考えております。上水を送るのにポンプ圧送と、ポンプ変えらんなんかもしれないんですけれども、それはするしない関係なしに上水でせなあかんとこなんですけれども、その負担の部分、そこは橋本市は、私は大きな負担はないとは思っておるんです。あくまで今の範囲内ならなんですけれども、そのあたりはどのようにお考えですか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）おただしにお答えいたします。議員おただしのとおり、今

の水道の能力の範囲内なら、工業用水道事業においても、施設設備については大きな負担にはならないというふうに考えてございます。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ありがとうございます。先ほど答弁いただいた中で、今後は工水なんか大口なんかというような話もありました。そこでちょっとお伺いしたいのが、大口の定義ですね。数字のほうは別として、大口利用の定義そのものは内部で調整等はできておるのかどうか。それは水道だけかもしれないんですけども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）水道として、供給能力や事業にとって利益の出る水準を考慮して、内部では大口の定義についても考えておるところでございます。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ありがとうございます。内部で考えていただいておって、するせえへん、できるできないは別として、そのあたりもきっちり企業誘致なり、もしかしたら、これは市全体の話になるので、政策部局というんですかね、そのあたりともやっぱり話は詰めていっていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、その中で大口の話は今させてもらっているんですけども、大口となった場合は工業用水と違って、給水条例の一部を変えるんか、新たに規則を設けるんかとはわかりませんが、もしかしたら市内全域も対象になってくるのかなという気もします。ただ、もちろん、地域限定という話もこれからのことにはなるかもしれないんですけども、先ほどの答弁やったら、ちょっとどっちかわからなかったんで、そのあたりは担当課としてどのようにお考えですか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）水道事業においては供給能力において、対応可能という前提がありますが、給水条例の改正により大口使用者への対応する場合には、市内全域の事業者が対応となる可能性はございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）これはこれからの話ですし、もしかしたら、その地域限定という話も出てくるかもしれないし、実際、今の企業誘致のところについては報償金とかもある中でも、そこは地域限定になっておりますので、そのあたりまたきっちり、あまり時間はないんですけども、詰めていっていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

次、聞きたいのは、今の水利権の話なんですけれども、今、橋本市、0.35 t 県と交換してもらっての水利権を持っています。将来、高野口へのつなぎ込みというのものもあるんですけども、そのつなぎ込みを勘案しても、今の上水道の能力、今の回し方でいっても、1日当たり約5,000 t の水については余力があるというふうに思います。そのうち、緊急用に1,000とか2,000とか置いとかなあかんかもしれへんのですけれども、要は、今でも2,000から3,000の余力はあるんじゃないかなと、現状の回し方で。それはそこ、そんな考え方で合っていますかね。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）議員おただしのとおり、上水道の水をつくる能力につきましては、最大能力までの余力分を確保して、残りは現状1日当たり2,000から3,000 m<sup>3</sup>あるということでございます。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ということは、そん

けの水が、もしかしたら売れるかもしれない。現金に変わる可能性がある。現金にもし変われば、市民の皆さんに還元できる可能性もある水、余力ですね。これをいかに売っていくか。売るといふか、売れたらいいなという、今の段階では。売る手段を考えてほしいというこの全体の質問なんですけれども、ここでちょっと経済部のほうにお伺いしたいんですけれども、今、アセスも終わった中で、今後、あやの台北部用地については、今も営業はされているかと思うんですけれども、恐らく近い将来、本格的な営業をしていって、区画であったり、造成と並行してやっていくのかなというふうに考えておるんですけれども、その営業は大体いつぐらいの時期をめどに、現状も動かれているのは知っておるんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）今年度中に環境影響調査評価の報告会を全て完了して、来年度に向けて法的な事務手続きを行い、来年度の終わりごろからいよいよ本格的な工事、2022年度までに工事は完成したいというふうに考えております。非常に既に問い合わせ等があって、北部用地に関して興味を持っていただいております企業さんも実はたくさんあります。そういう状況の中で、できるだけ投資した額を早い時期に私のところも回収したいというふうに考えておりますので、来年度早々から本格的に営業を実施していきたいというふうには考えております。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）来年度早々、年度変わって4月以降には本格的に動かれるという答弁を今いただきました。過去にも企業からというかな、進出したい企業、実際進出、今、してきている企業の中でも、水という話はあったというふうに企業誘致のほうで教えて

もらっています。中には、1日当たり1,000t使いたいんやとか、1,700t使いたいんやという話もあったというふうには聞いています。もちろん、それには下水道の問題等もあって、話はうまくまとまらなかった。実際、そのときは対応できなかったのかもしれないんですけれども、話があって、今も現状でもさまざまな水については話が来ているというふうには聞いております。

先ほどの水道のほうの答弁の中で、関連部署と今まで協議いろいろしてきたというふうには聞いておるんですけれども、今の段階で、今までどんな話をされてきたんかなって。できるできれへんは別としてきっちりそのあたりも詰めておかないと、片や来年の4月ぐらいには営業するというお話も出てきておる中で、どういうふうな話し合いをされてきたのか、そこは言える範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）お答えいたします。双方の立場から考えたときの工業用水事業を立ち上げる条件についての考え方や現状の水道の供給能力において進出企業の想定される使用水量に対応する料金体系、料金設定などについて協議を行ってございます。

料金設定など、今後も協議していく必要はありますが、双方とも企業が進出してくれることによってメリットを見出しております。市全体のためにもさらに注力していく必要があるというふうな認識で協議をしてございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）最初の答弁の中で、水道としては魅力的な料金設定できるかどうかというようなそういう不安もあるんやというお話もいただきました。ただ、もしかしたら、

ももっともトータルで全市的に見たら、料金だけじゃない部分、補助金とかもあるので、もしかしたらメリットがあるかもしれないと思います。

ちょっとここで画像を出したいので、事務局、お願いします。

これも近隣他市の工業用水の条例の一部です。値段的な部分だけなんですけれども、確かに工業用水というのは過去10円、20円というところが圧倒的に多かったです。ただ、そのあたりについてももう建てる場所がないとかというのも聞いている中で、これは和歌山県内の近隣他市なんですけれども、この市では1㎡当たり83円という値段設定をしております。これは紹介までなんですけれども、ちょっとこれを使いたかっただけなんですけど、ありがとうございます。

ということで、値段的には、もしかしたら、トータルで考えたら太刀打ちできるかもしれない。でも、これは水道だけで考えられない部分もあるというのを理解しています。

次、もう一個、再質問したいんですけれども、経済部、企業誘致のほうが来年4月から本格的に動いていくんやという意気込みを聞かせていただいた中で、ということは、さまざまなルールというんですかね、そういう協議をもっともって詰めていって、ある程度の一定の方向性、するせえへん、来る来えへんというのはまた置いといて、でも、少なくとも、こうやったらもしかしたら、この水を現金にかえられるんじゃないかという、もしかしたらあるかもしれないんですけれども、その方向性、対応する方向を考える時期のめどというんかな、今からも詰めていっていただけたらと思っておるんですけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）水道といたし

ましても企業誘致活動に合わせて、関連部署とも連携を図りながら、並行して対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ほんまに来る来えへんというのじゃなくて、話し合いだけは担当課同士できっちり詰めていってもらわないと、もしそういう話が本当に来たときに、まだルールも何もないねんって。もっと言えば、前のときにもこういう1,000t、1,700tという話があって、そこからここまでかなりの年数がたっておるんですけれども、そこについて大口利用のルールすら今現状できていない。これが一番の問題だというふうに考えます。

先ほども申しましたとおり、今の0.35tの水の量でも1日当たり約5,000t、予備を抜いても2,000から3,000は利用できる能力を持っておりますので、そこについては売れたらその分、市民のためになる。もちろん売るためにさらなる設備投資とかという話になったら、これはまた本末転倒になってきますし、あくまで今の条件の範囲内ということには限定されますし、地域についても私はある程度限定すべきだという考えなんですけれども、そのあたりも含めて話のほうはきっちりとしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、最初の答弁の中で、国のほうとか、県とか実際、広域でという話も出ています。きのう、市長もお話しされておりましたけれども、私もこの地域での広域化って実際無理やろうというふうに考えています。もし仮に、近隣市町につなぎ込みをしたとしても、じゃあ、つなぎ込む費用を誰が持つとか、橋本市が水を売りたいんやったら、そっちで費用をある程度持てやという話ももちろん出てくるかもわからんし、ましてや、今の橋本市の料金と、近隣町の料金を考えたら、あまりにも

違い過ぎるので、そういったところで私は国、県が言うような広域化というのはどうなんかなというふうに考えておるほうなんですけれども、その部分でも、さまざまな調査研究を現在されているというようなことやったんですけれども、そのあたりについても今、どういうふうな方向性を探られているのかなというのが一番気になるんですけれども、そのあたりについてはいかがですか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）お答えいたします。水道法の改正案では、都道府県は水道事業者間の広域な連携を推進するよう努めなければならないと、その責務を明確にしております。和歌山県では県内、圏域毎五つに分けて、本市が入る紀北圏域においても水道事業懇談会として、広域化についての議論を行っているところでございます。広域化の形態としては、施設の共同化、管理の一体化、事業統合、経営の一体化などの段階がありますが、今後の方向性が示されていくであろう和歌山県水道ビジョンについては、現在、県において策定をしているところでございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）県において策定はしてくれているけど、ほんまにその条件が橋本市にはまるんかなというのは、私はちょっと疑問に思っています、正直言うて。というのはやっぱりあまりにも料金が違い過ぎるし、足元を見られるちゃうんかな、下手にそういうのをした場合、近隣町から見られても嫌ですし、市は市のスタンスというのが絶対大切なので、そのスタンスもやっぱり市としてきちりと示していただかないと、変に策定されて、「いや、この通りしなさいよ」って、そんなことはないとは思うんですけれども、そうなっても困るので、そのあたり

は県に対しても、橋本市の意見というのはきちりと述べていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

そのほかにも、その他の可能性も研究しているという答弁もあったんですけれども、その他というのはどの部分を指すのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）現在、紀の川流域事業者の間においての物品の共同購入、システムの共同利用や委託業務の共同委託などについて、今、検討しているところでございます。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）それが恐らく一番可能性ひょっとしたら高いんかなと。とはいえ、それができても、さほど料金の圧縮にはやっぱりつながっていかないというかな、経費の圧縮にもさほどつながっていかないの、やはり水という資産をどのように現金化していくというのは考えていってくれているし、これからも考えていってくれるのはわかっておるんですけれども、そこについてやはりこれというのは、オール橋本で取り組まなければならない。水道には水道の立場、企業誘致には企業誘致の立場で思惑っていっぱいあると思います。

ただ、やはり私が思うのは、ここというのはやっぱり政策で、音頭とりというんかな、そこをきっちりともっとつないでもらって、要は、今ある条件の中やったらこんなも可能性あるよねとか、下水道のつなぎ込み、下水がうちは高いのもあるんで、その辺がいけるかどうかは別として、やはりどないかしたら売っていけやんかというような音頭りの部分というんですかね、そのあたりを私はやっぱり政策が主となってやっていただきたいというふうには考えておるんです。

過去にも固定資産税の報償金戻し入れというのもやっておりますけれども、一定の方向性を何とか示して、もしかしたら売れるかもしれない、売れるかもしれない水の、こういう条件なら売れるんじゃないかという部分で、水道と企業誘致をつなぐであつたりという音頭とりをしていただきたいと思いますけれども、そのあたりは、政策として何か考えられることはありますでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）具体的に考えていることというのは、今のところございません。ただ、私どもとしてこれからのまちづくりというのを考えた場合には、やはり毎年、大体650人から700人ぐらいの人口が減っていく。2060年には3万4,000人ということ、今の半分近く、6割ぐらいになってしまう。ということは、当然、水の需要というのもどんどん下がっていく。施設はダウンサイジングしていくんですけども、ただ、今持っている水利権をはじめ、有効利用という面については、非常にこれは難しいというふうにも思っていますし、今、企業誘致と水道の間のお話なんですけども、当然そこには下水道というところも入ってきますので、今、直ちにとすることはなかなか難しいんですけども、今後とも政策的にもその部分というのは、有効利用という面については注力、注視していかねばならないというふうに考えてはおります。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）でも、近い将来に値上げという問題もあるし、ほんまに今、さっきから言うていますが、この水が仮に全部売れたとしても、値段が下がる下がないところまでいくかいかんはわからないんですけども、ただ売る材料を今はまだ持っている。その中で、オール橋本で考えた場合は、今、私は工業用水どうやという提案

をさせてもらっていますけれども、水という資産を現金化するためには、やはり市全体として取り組んでいかないと、ただ将来値上げの可能性があります。でも、水は残っている。でも、今は先ほど上下水道部長から何とかルールづくりについては方向性を見出してこうという答えはいただいておりますけれども、ただ、もっと今ある資産を現金にかえて、何とか市民サービスに生かされへんかというのは、市全体で取り組むべき問題だと私は思っております。

ですから、そのあたりをやはり政策としても、こんな方向性はないか、こんな方向性を1回水道考えてよというのも出してほしいんですけども、これ、どうですかね。やっぱり上田部長のところではこれはばんと言ってもらったほうが、もしかしたら、原課も動きやすいかもしれないんですけども、そのあたりを改めて考えていただけないですか。方向性を見出してもらったら、もしかしたら、売れるかもしれない。少なくとも売るルールはつくろうというその部分だけなんですけれども、もしかしたら、それ以外に実はこんなも考えているんやあってあるのかもしれないんですけども、そのあたりのもあれば、もう一度お聞かせいただきたいです。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）まず、基本的には、水道事業ということの中で有効利用に関する申し出、どういうふうにもち全体でこれを活用していくかという、そういうことを要請いただければ、そういった形の中でいろいろ会議を持つということはできると思うんですけども、なかなか節水型の社会の中で、今、思い当たるところは抜本的なそういう解決策というのはなかなか難しいというふうには思うんですけども、申しましたとおり、そういう申し出があれば、それは庁内で検討し



ていくことはできるのかなというふうに思っております。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）というか、やっぱりそこはやってほしいなという。音頭をとって、こういう方向を考えられへんかというのは、そこは上田部長しかできやんのかなというふうに私は思っております。今、担当課から申し入れがあればというお答えだったので、もう一回聞いても変わらんとするんですけども、そこはもう一回考えてもらって、今ある水の資産、これを現金にかえて、何らかの形で住民サービスに生かしていく方法を考えていっていただきたい。

水、余っているのは余っています。料金が上がるというの近い将来見えています。でも、今の状態やったら、水は余るとる、料金が上がる。でも、この水はどこに行くんやろうという状態なんです。すごいこの水が宙ぶらりんな状況にあって、例えば、私は企業誘致のほうで成功して考えていますけども、企業が来る来えへんではなくて、来たときにすぐ対応できる。橋本市の水に関する条件は、工水なんか給水条例の改正なのかわかりませんが、この条件なんです、どうですか。それでもしほんまに来てくれたら、少しでも水を売却できたら、それがお金にかわるのであれば、どこかに生かせるかもしれないじゃないですか、橋本市全体の。

そういう思いでこの質問をしていますので、答弁はもう変わらないと思うんですけども、本当にオール橋本で考えていただいて、下水とかが高いというのもあるんですけども、もし仮に下水がつながったら、ひょっとしたらラッキーかもしれない。そこまで全部トータルしてならして、土地の値段の安さとかも合わたら、先ほど見せた画像でも、近隣他市でも83円/㎡というのがありますけれども、も

しかしたら、太刀打ちできる金額になるかもしれないというふうに思っていますので、そこだけは今後も早い段階で、これは水道にもお願いしときますけれども、水道からもきちんと政策のほうに上げていただきたい。企業誘致からもうちはこんなんが欲しいんやという情報も上げていただいて、その中で政策のほうで音頭とりをしていただきたい。何とか現金にかえる努力をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1 個目を終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目 2、滞納整理に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（小原秀紀君）登壇〕

○総務部長（小原秀紀君）滞納整理についてお答えします。

まず、一点目の廃室までに担当課へどのような指導を行うかについてですが、債権の適正な管理を進めるため、各債権所管課から債権調査票の提出を受け、未収債権の状況や債権回収の取り組み等についてヒアリングを行い、適正な債権事務の執行、適正な時効管理、法的措置の検討等に関する指導・助言等を実施していますので、今後においても、債権に関する相談時や移管協議に必要な手続き等について指導してまいります。

また、担当課で十分こなせる内容なのかというご質問については、担当課でしなければならない手続き等に関する指導・助言であるので、こなしていただかなければならないと考えています。

次に、三点目の一定要件を具体的にということですが、納税課への移管債権に係る一定要件とは、保育所運営費保護者負担金や下水道使用料などの強制徴収公債権のうち担当課で地方自治法第231条の3第1項に基づく督促をし、一定の回収努力をした回収困難案件

となります。

移管については、納税課と担当課が協議の上で移管するものとし、納税課において財産調査、差し押さえ等の滞納処分を実施する予定です。

次に、四点目の遅延損害金を徴収するためのルールづくりと改正民法の整合性についてですが、遅延損害金徴収の本市のルールとして、利率、端数処理、免除等の規定等を設けることとし、利率については、契約において約定がなければ法定利率によるものとした債権管理条例案を次の3月議会に提出する予定です。

なお、平成31年4月1日から平成32年3月末までの1年間を周知準備期間とし、改正民法施行日の平成32年4月1日以降に遅延損害金の徴収を進めていきます。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

〔教育部長（曾和信介君）登壇〕

○教育部長（曾和信介君）学校給食料金の滞納整理について、新センターでどのように対応しているのかについてお答えします。

新センターは、平成30年9月3日より稼働しており、人員体制はセンター長1名、センター長補佐1名、事務職員3名、栄養士2名の計7名で業務を行っており、滞納整理についての対応手順は旧センターのときと基本的には変わっていません。

ただ、2施設で行っていた事務を新センターで一括して行うことにより、業務の効率化が図れていると考えています。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君、再質問ありますか。

11番 田中君。

○11番（田中博晃君）答弁ありがとうございます。ちょっと先に順番違うんです、給食のほうでさせていただきたいんですけども、今の人数やったらいけるよという話でした。

特に来年4月からシステムも全部移行されますよね、給食センターに。その中で、今の人数やったら何とかなるんじゃないかというような答弁やったと思うんですけども、ただ、もちろん来年の人事とかも一切わからない中で、じゃあ、これもし減ったらどうなるんやろう、減ったらできやんのかなとも私は受け取れたんですよ。

となった場合に、やはり教育委員会部局から、きっちりと人員配置のほうの要望、要求も出していただかないと、またこれ、人数足らなくなった。特に給食なので、まず一番の条件は、子どもたちに安心の給食を届けるというのが一番の条件になってきますので、そのあたりの人員の配置要求をきっちりとやっていただかないと、また、もちろん優先順位は給食やけども、こっちの徴収のほうが遅れていけば、気づけば不納欠損処理しなければならないという可能性もありますので、そのあたりはどのようにお考えですか。きっちり伝えてほしいんですけども。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）ただ今のおただしにお答えをいたします。議員おっしゃるとおり、給食センターの第一の業務につきましては、安全安心な給食を提供することが第一でございます。給食費の徴収につきましては、昨年、教育委員会内部でいろんな機構の見直し等を行いました。事務の改善等も行うということで、平成30年4月1日からちょっと機構の改革等も行ってございます。

そんな中で、給食センターについても、新給食センターについて事務の見直し等を行い、31年度からは給食センターで現体制で行っていくというようなことになってございますけれども、そういう人員の配置、それから業務の内容も勘案して、しっかりと対応できるような人員体制にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）よろしくお願ひいたします。やっぱり給食って、ほんまに安心安全に食べていただくのが一番大事ですし、まずそっちが優先。でも、もちろん受益者負担、お金が発生するのでお金も取らなあかんというところはありますので、そこだけはほんまによろしくお願ひいたします。私、個人的には教育委員会でやったらええんちゃうとずっと思ってるほうなんで、センターじゃなくて。センターはセンターの仕事というのも思っているほうなんですけどね。そこは市のこと、教育委員会のことなので、できるような体制をつくってください。

債権の回収、今までも何回やったんやろうというぐらいやらせてもらっているんですけども、今もきっちり各課には債権を持つ所管課というんですかね、そちらには指導のほうをやっていただいております。ただ、やはりもしかしたら、債権を持つ所管課、担当課は、今、債権回収室があることに安心感を変に持ってしまって、逆に動けていない。動けていないこともない。すごいやってくれているところもあるし、あんまり動けていないなと思うところもあるんですけども、その助言、今まで室ができてもうすぐ3年になる中で、助言、指導をしている中で、課題そのものというのはいか出てきましたでしょうか。いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）課題につきましては、どうしても通常業務に追われて、そういった債権回収の取り組みが遅れてしまうというふうなことがあるかと思ひます。それと、債権によりましては少額分納ということで、債権管理の長期化でありますとか、人事異動等によってそういったノウハウが十分に引き

継がれていないようなこともあります。

それと、特に、健康福祉部関係の債権では、日頃、相談業務等に乗っていて、どうしても債務者との関係が密になるといひますか、どうしてもそういう情的な部分があつて、そういう滞納処分とかに踏み切れない、そういう部分もあるかというふうに思ひます。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）とはいへ、室がなくなってしまったらやっぱり担当課でなければならぬ、所管課で日々の業務に追われているのもほんまにわかります。ただ、そうやけれどもその中でやっていかんと、これは仕事ですから仕方がない。仕方がないっておかしいですね。仕事やからせなあかんことなんです。

ちょっと1回また画像をお願ひしてよろしいですか。

これは長崎県の松浦市というところの私債権の回収のフロー図なんですけれども、ちょっと見にくいかもしれないんですけども、この順番をずっと書いていっています。その中には適用する条例であつたり、先方の市の回収条例のここに当てはまる等々の流れが入っています。これってすごい橋本市として参考になる部分、橋本市としてまねはできない部分があるんですけども、わかりやすいのはすごいわかりやすいんです。こういった場合は時効の中断が発生しませんでした、そこから先の裁判所への手続き関係であつたり、橋本市もこのフローチャート図はあるんですけども、ここまで詳しくなかったというふうに私は見て思ひます。これは長崎県の松浦市の資料なんですけれども、ということで、一度、今、室があるうちに、このようなフローをつくれへんかなというふうに、今にもうちょっと手を加えたらできるん違うかなというふうに考えておるんですけども、

いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）そのチャートにつきましては、私も以前に打ち出して非常にわかりやすかったので、参考にさせていただいたことがあります。それで、当市においても債権管理マニュアルのほうで、チャート図がありますとか、その説明も添えてあるんですけども、どうしても複数ページにわたってわかりにくいというふうなこともありますので、今、資料としてご指摘いただいた分についてわかりやすいということですので、そういったことも考えていきたいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）よろしくお願ひいたします。

続いて、私債権のほうを少しお話しさせていただきたいんですけども、私債権で支払督促やって債務名義取得できれば、強制権が発生します。この場合の取り扱いなんですけれども、たしか税務課ですか、納税課かな、に、強制徴収公債権の分の一部は移るというふうに聞いておるんですけども、同じように強制権を持つ私債権、裁判所のおりた後というんですかね、そのあたりは、これはどのような取り扱いになりますでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）基本的に強制の公債権につきましては納税課のほうで取り扱ひまして、それ以外の部分については新しい部署で、今、債権回収対策室がやっている同じ業務を引き継ぐことになりますので、債務名義を取得した後の強制執行については、そちらのほうの部署で取り扱うことになるかというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）そうなった場合に一番

気になるのは、私債権の支払督促で債務名義を取得した後の強制権を持つ債権と並行して、片やこちらには強制権を持つ債権があります。これがもし時期が同じだった場合、一つの債権の取り合いが始まるんですよ。もしかしたら、時効とかを考えた場合に、ほんまは先、こっちせんなん。税が優先される中で、その次にどこを優先するんやろうかという、今の市の考えやったら、一本化させれへんということなので、こっちはこっちの仕事、こっちはこっちの仕事をした場合に、一つの債権の取り合いが発生する可能性があります、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）強制公債権の場合、そういう情報の共有というのは法的根拠がありませんので、私債権等非強制の部分では情報の共有ができないというふうなことで本市は認識しております。そういうことですので、基本的に非強制と私債権の間で同意書を取得した場合に情報を共有して、できるだけ統一して、そういった強制執行ができるような形では取り組んでいきたいとは思いますが、強制的公債権との情報共有、共同してのそういう執行というのは難しいというふうには考えております。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）橋本市では一本化は難しい、情報の共有は難しいと考えておる。半面、債権に取り組んでいるいろんなまちでは、もう一本化したほうがええやろう。例えば、先ほど映像を出した松浦市なんかは、あそこは税務課かな、が機構をつくっておるんですね、市の中で。そこへ一本化して情報共有して、やり方はいろいろあると思います。ただ、橋本市の場合は、それはしないという方向になっていると聞いていますので、そこをどうこう言うつもりはないんですけども、ただ、

とりっばぐれの可能性が将来出てくる。ここだけは押さえておいてほしいんです。

だから、両方とも一生懸命仕事した結果、どっちかがあかん可能性もあるということだけは理解していただいて、今後、そこを今言うても始まらないんで、できるような体制づくりを考えていただきたいというふうに考えますのでお願いいたします。

それと、もう一つ、これも担当課レベルでどうなるんだろうと疑問に思うところが、支払督促に対して異議申し立てが発生した場合、これは裁判所に行かなあかんなんですけれども、そうなった場合にほんまに今の現有の担当課、所管課さんのほうで、現有戦力で対応できるのかなという不安もあるんですけれども、そこまではやはり来年4月以降は考えとかなあかんというふうに考えるんですが、そのあたりはどのようにお考えですか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）異議申し立てがあった場合の対応ですけれども、それにつきましては、今後新しい部署、先ほど言いましたように納税課以外の新しい部署で非強制と私債権のほうを取り扱いますので、そちらのほうで基本的に対応していくことになるかと思えます。それで、必要によっては顧問弁護士等の協力も得ながら、そちらのほうで対応していくことになるかと思えますけれども、やはり将来的には債権の所管課のほうで取り扱っていきけるような形で今後進められたらなというふうには思っております。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）先ほどのフローチャートも出しましたけれども、そういったものがわかりやすくできれば、これはせなあかんことなんで、それこそ、例えば、今までの債権、過去の分に考えたら、ほんまに怠る事実になってしまっている。下手にこれに住民監査請

求が入ったら市長の責任を問われかねないことも過去にはありました、いろいろ資料を調べた結果。ですから、そういうことは絶対ないようにだけしていかないと、ほんまにそっちで労力を使うどころのことじゃないですし、これは過去からもずっと言って、今ようやく契約なんかでも、ようやく室ができてからきっちりとした形での個人との契約というのができ始めましたので、今後は書類関係に不備があるというのがなくなってきたはずですので、ここについてはほんまにきっちり新しい係というのかな、そこで指導を、今もそうですし、これからも指導をきっちりしていただいて、やはり債権所管課で動ける体制づくりをお願いいたします。

それと、もう一個聞きたいのが、遅延損害金については来年の3月議会にということで、1年間の周知期間を経た後に、民法改正に合わせてということでした。ちょっと延滞金の徴収のほうについてお伺いしたいんですけれども、延滞金の徴収は、いつからこれは始められるのでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）延滞金につきましては、来年4月からの徴収ということで考えております。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）やはりこの問題については、あくまで悪質な滞納者がまず中心です。どうしても払いたくても払えない方、さまざまな条件があると思うんですけれども、払えるのに払えない方はやはり公平性の観点、大多数の人がきっちり払ってくれている。これは給食費もそう、水道料金もそう、市営住宅とかもそうなんですけれども、そのあたりはやっぱり悪質な方が中心になりますし、延滞金については、強制権のある分についてはこれからきっちりやっていくよと。ようやく

税外債権の条例が生きてくるのかな、ようやくここに来てやっと動けるのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

遅延損害金のほうなんですけれども、1年間の周知期間があるからこそ1年延びたのかなというふうには思うんですけれども、私の中では、前聞いたとき、来年の4月、31年4月を目標にというふうに聞いておったので、もしかしたら今ぐらいに条例が出てきて周知期間を経た後に、来年の4月なんかというふうに思っておったんですけれども、そこは何か理由とかがあってありますでしょうか。延びた理由というのかな。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）遅延損害金につきましても来年の4月からというふうなことで目標にしておったんですけれども、遅延損害金自体が今まで徴収しているのが訴訟等ということでなっておりますので、十分そういった市民の方に遅延損害金が発生するというふうな周知ができておりません。それで、そういった周知期間でありますとか、それと、あとルール関係ですね。利率でありますとか、免除の関係ですとか、端数処理、計算の仕方について関係課と協議を進めてきたんですけれども、それに時間を要したということで、そういったことで民法の改正、法定利率の改定も行われますので、それに合わせて32年の4月1日からということで、今、目標設定をしております。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）確かに、特にその切り捨てる部分ですよ。難しいのが、恐らくそう思います。ただ、やろうと思えば、民法の中でも十分できるんちゃうのかなというの、私はそない考えています。で、新たなルールをつくらなくてもできるしというふうに考えておりますので、ただ、やると決めた以上は、

市全体できっちりとやっていただきたい。そこだけをお願いしておきます。うちの部署はできませんとかという話はなしにしてほしい。

確かに、部署部署でしんどいことはいっぱいあると思うんですよ。ただ、やはりこれは公平性を担保するためにすることであって、悪質な滞納者を減らす。市としても遅延損害金、延滞金も取っていく中で、その結果、現年度の徴収率が上がれば、将来を見た場合に、もしかしたら原課の仕事が減るかもしれないということもありますので、ここは市全体で統一した中でやっていただかないと、うちはする、うちはせえへんという議論もあると聞いているんですけれども、そこだけはないようにしていただきたいと思いますので、ルールができた後も1年ありますので、周知と並行して庁内での一本化もよろしく願いいたします。

もう一個、これは私の勝手な思いなんですけれども、最初、教育部長のところで、センターも人員の加減で今の人数やったらいけるけどというのもあったんですけれども、橋本市再雇用、再任用の職員も毎年いらっしゃいます。もちろん課、課に行くところもあるかと思うんですけれども、これはもしかしたら、一気に室はなくなりますけれども、そういった再任用の職員たちはやっぱり経験も長いので、その中でこの債権の取り扱いのチームをつくったらおもしろいんちゃうのかな。

先ほど答弁をいただいた中で、やっぱり保育所、保育関係で相談を受けたら、どうしても気持ち的な部分がわかってしまうので取りに行きづらい。これは人間やから当たり前なんです。でも、やっぱり公平性を考えたら、それは取らなければならないとなった場合に、そういうチームをつくったら、もしかしたら2年ぐらいで一気に終わってしまうんちゃうのかな。ある程度の債権のめどがつくと思う

んですけれども、そういうふうなことって考えられないですかね。いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）考えられないわけではないんですけれども、今、財政の再建中ということで、経費削減の目標の中で物件費の削減というのを掲げています。その中において臨時嘱託職員を抑えていくというふうな形で、再任用職員というのはもちろん経験を持ったベテランさんが集まって希望に応じて再雇用しているわけなんですけれども、その再雇用職員が増えてくる分、若い職員を中心として雇いどめを行っているというようなことの中で、なかなかマンパワーの余裕というの見出せないというそういう状況にはあるんですけれども、そういったことも他方で、庁内の中でも言われている部分もありますので、それについては今後、研究はしていけるのかなというふうには思っております。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）やはり経験豊富な方の力というのはさまざまところで生かせるの

はわかっておるんですけれども、やはりそういったところでも生かして、債権もある一定回収できれば、市にとってはプラスになります。再雇用、再任用については、原則とはいえ必ず雇っていつている中で、そういったことも並行して考えていって、担当課は担当課の仕事、債権も担当課の仕事、でも、ヘルプの入れるところというのは、これはベテランの方というのはさまざまな知恵、経験がありますので、そういったヘルプの部分でもやっていけたら、もしかしたら少しずつでも債権が減ってきて、現年度の徴収が上がるんじゃないのか。その結果、担当課の仕事も減る、少しずつ減っていくということも考えられますので、ここは継続して考えていただきたいと思います。

終わります。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君の質問は終わりました。

この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時30分 休憩）